

# 子どもたちの健やかな成長を支援 「八幡市子ども条例」を制定しました

全ての子どもが幸せで健やかに育つまちをつくるための市の決まり「八幡市子ども条例」を9月に作り直しました。

力しながら、まちを支えることができようように支援します。

## 「子どもの権利」 4つのポイント

☆子どもの権利を大切にすることを全ての取り組みの基本とします。

- ① **生きる権利**  
命が守られ、大切にされること。愛情を持って育てられ、病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- ② **育つ権利**  
自分らしさが認められること。安心して学校で勉強し、適切に遊んだり休んだりできること。自然に親しみ、文化、芸術、スポーツなどを集まってグループをつくったり、楽しむことなど。
- ③ **守られる権利**  
虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。犯罪など危険なことから守られること。自分の考えが大事にされ、プライバシーが守られることなど。
- ④ **参加する権利**  
自由に意見を言えること。集まってグループをつくったり、自由な活動ができることなど。



り、自由な活動ができることなど

## 市の責任と義務

- ◎子どもたちが健やかに育つための、いろんな取り組みや支援を行います。
- ◎子どもの権利を大人にわかってもらうよう努めます。

## 大人の役割

### 保護者

- ◎子どもの成長に一番に責任をもち、子どもが健やかに育つよう努めます。
- ◎子どもが、自分の権利を理解し、他の人の権利を大事にできる支援をします。

### 地域住民

- ◎子どもたちが健やかに育つよう、子育て支援に努めます。
- ◎子どもが地域の活動に参加できる機会づくりに努めます。

## 学校など

- ◎子どもの年齢や成長にあわせて支援を行います。
- ◎子どもが、自分の権利を理解し、他の人の権利を大事にできる支援をします。

育て支援に協力するよう努めます。

## その他

- ◎仕事と子育てが無理なくできるよう、職場の環境づくりに努めます。
- ◎地域社会の一員として、子どもに関する計画や取り組みに、子どもたちが参加したり、自由に意見を出したりできる機会づくりに努めます。
- ※市ホームページに、条例全文を載せています。
- ◆問い合わせ 子育て支援課

## 特別支援教育を ともに考える集い

日時 11月26日(土) 午後2時～4時  
場所 男山第二中学校 研修室  
対象 市内在住の人、学校・幼稚園・保育園・PTA関係者他  
定員 60人程度  
内容 ▶講演「発達障がいのある子ども達の理解と支援について」/古田直樹さん(京都市児童福祉センター)  
▶市内特別支援学級に在籍する児童・生徒の作品展※幼児保育コーナー有り。  
※申し込みは不要です。子どもの発達障がいに関心のある人は、積極的に参加してください。

◆問い合わせ 教育支援センター(☎982-3001、FAX982-3002)

## 11月は児童虐待防止推進月間

「平成28年度「児童虐待防止推進月間」標語」

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

## SOSのサインって

次のようなサインを見つけたら、ためらわず連絡・相談してください。

- 子どものサイン
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- 親に対して緊張している
- 避けるようとする
- 家に帰りがたがらない
- 最近、姿をみかけないなど

- 保護者のサイン
- 地域や親族と交流がなく、孤立している
- 家族や親の姿を見かけることがない
- 子どもを置いた

児童相談室



虐待かもと思ったら、すぐにお電話をください。(連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。)お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

## 虐待予防のための講演会

参加費無料

「アンガーマネジメント講演会」  
～このイライラをなんとかしたい！  
コミュニケーション力を上げて上手に怒りをコントロールしよう～

日時 11月29日(火)午後3時～5時  
場所 文化センター3階第3会議室  
講師 コミュニケーションアドバイザー 森口 由美さん

問い合わせ 子育て支援課 家庭児童相談室

まま、よく外出している

- 子どもの養育に関して拒否的、無関心
- 育児で悩んでいる
- イライラして、子どもをたたいたり怒鳴ったりしているなど

- 身体的虐待
- 殴る、蹴る、たたく
- 投げ落とす、激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- おぼれさせるなど
- 性的虐待
- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にするなど
- 養育放棄(ネグレクト)
- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- いびく
- 不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になる
- 病院に連れて行かない
- 心理的虐待
- 言葉による脅し、無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
- (ドメスティック・バイオレンス(DV))など

## 健康マイレージ事業 応募受け付け中!

### ポイントを貯めて健康になろう!

各種検(健)診や市内団体が実施する健康に関する教室などに参加するとポイントが貯まります。※対象事業は、市役所や市内公共施設に設置した申請書付きパンフレット=写真=に掲載しています。

参加資格 市内に住居登録がある20歳以上の人  
500ポイント貯まったら応募

- ①②いずれかに使用
- ①景品と交換 クオカード・図書カード・八幡市スポーツ施設(市公園施設事業団)利用券(1,000円分)
- ②社会貢献 市内の保育園・幼稚園・小中学校などへ寄付(1,000円分)

抽選でプレゼント さらに、応募者の中から抽選で100人に「健康グッズ」をプレゼント!!

応募期間 平成29年2月10日(金)(必着)まで

※応募は1人1回。

応募方法 申請書に必要事項を記入し、チャレンジシートを添えて健康推進課へ郵送、または直接窓口へ。

◆問い合わせ 健康推進課



## 訪問業者に注意! 下水道管の調査作業

最近、市内で個人宅を訪問し、排水設備の調査作業を営業に回る業者がいます。

事例 「下水道管を安価で点検します」と言って訪問し、「下水道管がつまりそうだ」「ほうっておけば多額の費用がかかる」などと不安をあおり、「今ならすぐ作業できるが、後日であればいつできるかわからない」と不必要な作業や工事をその場で契約させる。また、市役所の委託を受けているかのように訪問する場合もあります。敷地内の排水設備(下水道管や樹)の維持管理は、各家庭でしていただくもので、市が業者に委託することはありません。

### 不審な訪問業者への対応

- 身分証の提示を求める。
- その場ですぐに契約や支払いをしない。
- 強引な場合やしつこい場合は、八幡警察署(☎981-0110)に通報する。
- 契約に関するトラブルは、生活情報センター(☎983-8400)まで。

### 市の指定を受けていない業者の営業チラシ等に注意

下水道排水設備の新設や修繕は、市下水道排水設備指定工事業者(指定工事業者)でないとできません。※指定工事業者は、市ホームページか下水道課で確認してください。

◆問い合わせ 下水道課